

(あて先) 鎌倉市教育委員会

(住 所)
申請者 (名 称)
(事業者) (代表者)

(住 所)
代理人 (名 称)
(代表者)
(電 話)

確 認 書

鎌倉市 _____ で行う _____ 工事について、通学路の安全確保のため次の事項を遵守し対応します。

1 工事期間中の通学路の安全対策

児童・生徒の通行の安全確保のため、万全の注意を払い、工事施工者には次の事項を遵守させます。

- (1) 工事施工者が決まり次第、施工者名等（工事期間中の連絡先）を報告します。
- (2) 工事工程表及びガードマン配置図について、教育委員会から提出を求められた場合は、速やかに提出します。
- (3) 児童・生徒の通学の安全確保のため、工事車両等の通行時間の配慮、路上駐車等の防止、ガードマン等の配置及び仮設通路の確保等の安全対策を講じます。

<安全対策の一例>

ア 工事車両の通行時間を配慮する。なお、午前8時30分前の通行は控える。

イ 児童・生徒の通行の妨げにならないよう、現場周辺に工事関係車両等を駐停車しない。また、工事の資材等で道路を塞ぐことのないよう十分注意する。

ウ 工事車両等が現場へ出入り及び現場周辺道路を通行する時は、安全確保のためにガードマン等を所要の位置に配置する。また、工事車両が工事現場周辺道路を通行する時は、車両と児童・生徒とが、すれ違い等の時に危険が生じないように、通行方法等の安全確保に努める。

エ 工事現場に、むやみに立ち入りができないよう仮囲い等の措置を施す等の保安及び警備対策に十分配慮する。

オ 必要に応じて仮設通路の確保をする。

2 付近の学校との連絡調整

工事計画について、学校から要望があった時は協議し、学校の了解が得られるよう対応します。また、工事施工上の問題について、学校から要望があった時は、その都度協議し、学校の了解が得られるよう迅速に対応します。

3 申請者（事業者）が変更した場合も以上の内容を承継させます。

4 上記工事完成後の安全対策等

- (1) 建物を利用する人(居住者等)が使用する車の路上駐車等の防止、車の出入りの際の見通しの確保など児童・生徒の通行に危険を生じないように安全対策に努めます。
- (2) 店舗の営業にあたっては、児童・生徒の通学の安全確保に十分注意し、通行上の問題について地元和学校等から要望があったときは協議し対応します。

5 添付書類

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例第 23 条の 2 に基づき、本紙の他に次の書類を提出します。

- (1) 案内図 4部
- (2) 土地利用計画図 4部

※ 確認書の写し、案内図及び土地利用計画図は、学区の学校に送付いたします。